

総社市共同請負制度採用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、総社市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る共同企業体による施工について、その対象となる基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における共同企業体とは、建設工事の特性に着目して工事毎に結成される特定建設工事共同企業体をいう。

(対象工事の基準)

第3条 次のいずれかに該当する建設工事については、共同請負制度を採用することができるものとする。

- (1) 1件の工事設計金額が2億5千万円（建築一式工事にあっては5億円）以上のもの
- (2) 工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められるもの

(対象工事の決定)

第4条 共同請負制度の採用の決定は、総社市指名選定及び契約審査委員会規程（平成28年総社市訓令第3号）第1条に規定する総社市指名選定及び契約審査委員会において行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成23年8月1日から施行する。

(関係基準の廃止)

- 2 共同請負制度採用基準（昭和60年9月2日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。